

平和主義



公共の学びを深めるところ Think ●…考えるコーナー(5分～10分) / Work ☞…作業するコーナー(10分～20分)

(i) 平和主義の確立と自衛隊

■ **背景** 日中戦争～WW2 を通して、日本は 300 万人以上の犠牲者 ⇒ 戦争を 2 度と起こさせない確固たる決意
 日本国憲法前文では、世界の人々が平和に生きる^[1]]の理念が記載され、
 憲法[]条第 1 項には^[2]]、第 2 項には「^[3]]の不保持」「国の^[4]]の否認」を
 規定している。憲法 9 条は頻出なので、丁寧に覚えておこう。

このように、平和主義を基本として戦後の国づくりがスタートした日本。
 にもかかわらず、なぜ日本には自衛隊や米軍基地があるのか？ ⇒ 戦後のアメリカの動きが関係している

■ 第二次世界大戦後の日米関係

GHQ は、日本に対し**軍隊の放棄**を指示→平和国家の実現を目指す

戦後 : GHQ の管理下に入った日本

↓ 冷戦の勃発 (アメリカを中心とする西側 VS ソ連・中国などによる東側) ← 日本はアメリカ側

1950 ^[5]]が起こる
 ↓ これがきっかけで GHQ は、日本にも**再軍備の指令**を実施

★1950 ^[6]]発足

↓ 1951 **サンフランシスコ平和講和条約** : 占領の解除

1951 ^[7]]締結 : 米軍が日本に駐留し防衛をするに

↓ ★1952 警察予備隊を^[8]]に改組・増強

★1954 保安隊を^[9]]として強化 (1954 年に制定された自衛隊法に基づいて、業務を実施)

(ii) 日米安全保障体制の成立

1951 **日米安全保障条約** 調印 … 米軍が日本に駐留することを認める(日本は基地を提供しただけ！)

1960 ① **新日米安全保障条約** (日米相互協力及び安全保障条約)

- ・ 共同で防衛する義務 … 日本で日米いずれかが攻撃を受けた場合、共同行動をとること
- ・ 事前協議制…安全保障に関する重大な事項は、事前に日米間で協議すること
- ・ 10 年の期限 (その後は自動延長) → 現在に至る。

② ^[10]]…在日米軍の日本での地位や基地の使用について規定

これらの規定が日本の平和を脅かすのではという批判から、激しい反対運動に発展 = ^[11]]

1978 ^[12]]合意 (日米防衛協力のための指針)

- ・ 米軍と自衛隊による共同で、作戦などを立てていこう！
- ・ ^[13]]…在日米軍の駐留費用を一部負担する約束

Work ⑤ 沖縄の米軍基地問題について考える

日本にある米軍基地のうち、その多くが沖縄県に存在する。もともとアメリカの軍政下であり、日本への復帰が遅れた地域（1972年）でもあることが関係しているが、沖縄県民にとっては反対する人が多数いる現状である。調べ学習を通して、今後どのように解決すべきか考えよう。

STEP1 在日米軍基地について調べてみよう【グループ】

①日本の米軍基地数・沖縄の基地数・面積の割合など

[]

②米軍基地による事故や犯罪、問題点

[]

③沖縄県民の動き（反対運動・県民投票など）

[]

④なぜ沖縄に基地が多いのか

[]

⑤なぜそもそも日本に米軍基地があるのか

[]

⑥米軍基地が日本にあるメリットは何か

[]

STEP2 在日米軍基地に対する主張を立場別にまとめよう【グループ】

①沖縄の人にとって

- ・
- ・

②沖縄以外の日本人にとって

- ・
- ・

③アメリカにとって

- ・
- ・

STEP3 在日米軍基地が沖縄に集中する問題に対して、あなたの考える解決案をまとめよう【個人】

(iii) 日本の防衛政策

- (1) [14]] (15))
- ・ 自衛隊を統轄するのは**文民** (=) であるとする考え方
 - ・ 自衛隊は が最高指揮権 をもち、国会や政府の統制下におく
 - ・ 内閣には国防に関する審議を行なう国家安全保障会議が設けられている
- (2) [16]] : 相手から武力攻撃を受けた時に初めて防衛力を行使し、
その行使は自衛のための必要最低限にとどめること
- (3) [17]] (1967 佐藤栄作内閣が表明、1971 国会で決議)
= 「核兵器を もたず・つくらず・もちこませず 」
- (4) [18]] (1992) : 自衛隊が国連平和維持活動 (PKO) に参加する際の海外派遣を認める
- (5) **防衛費の対 GNP 1% 枠** : GNP の 1% 以内の枠で防衛費を使う
- (6) **防衛装備移転三原則** (2014) : 一定の条件を満たせば、武器の輸出を包括的に認める

(iv) 憲法9条をめぐる裁判

平和主義を主張する日本が、なぜ自衛隊を持っているのか、なぜ米軍との関りがあるのかといった点が、たびたび議論となってきた。憲法9条をめぐる主な裁判例を紹介するが、ポイントとしてはこれまで最高裁判所では1度も違憲判決が出ていないこと。
つまり、国の見解として、自衛隊や日米安保条約が憲法違反と判断されたことはないので注意しよう。

砂川事件 (1959最高裁)		平和主義 (日米安保条約)
内容	1957年、東京都砂川町の米軍飛行場拡張に反対するデモ隊が、立ち入り禁止の柵を破壊し起訴された事件。事件の裁判とともに、米軍が駐留する 日米安保条約 が憲法9条に違反だと主張。	
構図	A 在日米軍は合憲 <small>米軍は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない</small>	B 在日米軍は違憲 <small>米軍は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に駐留するのは違反だ</small>
判決	憲法判断せず 第一審では 米軍駐留は違憲 と判断されたが、最高裁では在日米軍は「戦力ではない」と判断。 安保条約の判断については、 統治行為論 で回避した。	

恵庭事件 (1967札幌地裁)		平和主義 (自衛隊)
内容	1962年、北海道恵庭町にある自衛隊演習場の爆音に悩む牧場経営者が、通信連絡線を切断。自衛隊法に反すると起訴された裁判の中で、被告人側がそもそも 自衛隊法 の存在が9条違反だと主張。	
構図	A 自衛隊は合憲 <small>自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない</small>	B 自衛隊は違憲 <small>自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ</small>
判決	憲法判断せず 牧場経営者は無罪の判決となったものの、本題であった自衛隊が憲法9条に違反しているかどうかについては、審議がする必要がないとして裁判は終了した。	

長沼ナイキ基地訴訟（1982最高裁）		平和主義（自衛隊）
内容	北海道長沼町の国有林が、1968年の自衛隊ミサイル基地建設のために保有林指定が解除された。住民は解除取り消しを求め訴訟を起こすと同時に、自衛隊が憲法9条に違反していると主張した。	
構図	A 自衛隊は合憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない	B 自衛隊は違憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ
判決	憲法判断せず 第一審では、 住民勝訴・自衛隊は違憲 という結果が出たものの、第二審では、住民敗訴・自衛隊の判断は避けるという結果に。第三審では、住民敗訴のまま。憲法判断については触れられなかった。	

百里基地訴訟（1989最高裁）		平和主義（自衛隊）
内容	1958年、茨城県の百里基地建設予定地の所有者・国と、基地建設反対派による、土地売買を巡って訴訟が起きた。基地反対派は裁判の中で、自衛隊基地のための土地売買は9条に反すると主張。	
構図	土地所有者・国 A 自衛隊は合憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない	基地建設反対派 B 自衛隊は違憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ
判決	憲法判断せず 第一審では、憲法9条は自衛のための戦力は違憲ではないとして自衛隊が戦力にあたるかどうかの判断は審査の対象外とした。第二審では憲法判断せず、第三審では触れられなかった。	

自衛隊イラク派遣差し止め訴訟（2008名古屋高裁）		平和主義（自衛隊）
内容	自衛隊のイラク派遣を違憲とし、その差し止めと、平和的生存権の侵害として賠償を求めた集団訴訟。札幌・名古屋・東京などで市民らが裁判を起こした。	
構図	A イラク派遣は合憲 自衛隊のイラク派遣は条件付きで実施されており 憲法9条が認める範囲内での活動である	B イラク派遣は違憲 自衛隊の派遣実態を考えると、憲法9条で定める限度を超えており、憲法違反である
判決	違憲（原告請求は却下） 名古屋高裁において、イラク派遣の差し止めと賠償請求については却下されたものの、航空自衛隊の空輸活動は憲法9条1項に違反すると判断。 （高等裁判所で初の違憲判決）	

平和主義



公共の学びを深めるところ Think ●…考えるコーナー(5分～10分) / Work ☞…作業するコーナー(10分～20分)

(i) 平和主義の確立と自衛隊

■ **背景** 日中戦争～WW2 を通して、日本は 300 万人以上の犠牲者 ⇒ 戦争を 2 度と起こさせない確固たる決意
日本国憲法前文では、世界の人々が平和に生きる^[1] **平和的生存権**]の理念が記載され、
憲法^[9]条第 1 項には^[2] **戦争の放棄**]、第 2 項には「^[3] **戦力**]の**不保持**」「国の^[4] **交戦権**]の否認」を規定している。憲法 9 条は頻出なので、丁寧に覚えておこう。

このように、平和主義を基本として戦後の国づくりがスタートした日本。

にもかかわらず、なぜ日本には自衛隊や米軍基地があるのか？ ⇒ 戦後のアメリカの動きが関係している

■ 第二次世界大戦後の日米関係

GHQ は、日本に対し**軍隊の放棄**を指示→平和国家の実現を目指す

戦後 : GHQ の管理下に入った日本

↓ 冷戦の勃発 (アメリカを中心とする西側 VS ソ連・中国などによる東側) ← 日本はアメリカ側

1950 ^[5] **朝鮮戦争**]が起こる

これがきっかけで GHQ は、日本にも**再軍備の指令**を実施

★1950 ^[6] **警察予備隊**]発足

↓ 1951 **サンフランシスコ平和講和条約** : 占領の解除

1951 ^[7] **日米安全保障条約**]締結 : 米軍が日本に駐留し防衛をすることに

↓ ★1952 警察予備隊を^[8] **保安隊**]に改組・増強

★1954 保安隊を^[9] **自衛隊**]として強化 (1954 年に制定された自衛隊法に基づいて、業務を実施)

(ii) 日米安全保障体制の成立

1951 **日米安全保障条約** 調印 … 米軍が日本に駐留することを認める(日本は基地を提供しただけ！)

1960 ① **新日米安全保障条約** (日米相互協力及び安全保障条約)

- ・ 共同で防衛する義務 … 日本で日米いずれかが攻撃を受けた場合、共同行動をとること
- ・ 事前協議制…安全保障に関する重大な事項は、事前に日米間で協議すること
- ・ 10 年の期限 (その後は自動延長) → 現在に至る。

② ^[10] **日米地位協定**]…在日米軍の日本での地位や基地の使用について規定

これらの規定が日本の平和を脅かすのではという批判から、激しい反対運動に発展 = ^[11] **安保闘争**]

1978 ^[12] **ガイドライン**]合意 (日米防衛協力のための指針)

- ・ 米軍と自衛隊による共同で、作戦などを立てていこう！
- ・ ^[13] **思いやり予算**]…在日米軍の駐留費用を一部負担する約束

Work ⑤ 沖縄の米軍基地問題について考える

日本にある米軍基地のうち、その多くが沖縄県に存在する。もともとアメリカの軍政下であり、日本への復帰が遅れた地域（1972年）でもあることが関係しているが、沖縄県民にとっては反対する人が多数いる現状である。調べ学習を通して、今後どのように解決すべきか考えよう。

STEP1 在日米軍基地について調べてみよう【グループ】

①日本の米軍基地数・沖縄の基地数・面積の割合など

【日本の在日米軍基地78か所あるが、大部分が沖縄に。面積の約7割、在日米軍兵員も約7割が沖縄に集中】

②米軍基地による事故や犯罪、問題点

【1995年に米兵による少女暴行事件、2016年に元米兵による女性殺害事件、2004年に沖縄国際大学へヘリ墜落】

③沖縄県民の動き（反対運動・県民投票など）

【1996年県民投票で基地反対は89%に。辺野古移転を巡り国と県が法廷闘争。2019年の県民投票で辺野古移転反対が78%】

④なぜ沖縄に基地が多いのか

【冷戦期、冷戦終結後を通じて、アメリカ・ハワイ・グアムに比べて東アジアに近い沖縄を、重要な軍事拠点としている。】

⑤なぜそもそも日本に米軍基地があるのか

【占領期の後も、日米安保条約により日本への駐留や防衛義務が定められており、多くの基地がアメリカに提供される】

⑥米軍基地が日本にあるメリットは何か

【第三国からの侵略に際し、防衛力向上。基地が存在することによる隣国への抑止力。自衛隊を過度に強化しなくてよい。】

STEP2 在日米軍基地に対する主張を立場別にまとめよう【グループ】

①沖縄の人にとって

- ・治安維持の面で不安がある。 ・基地の開発により、貴重な土地や海を失う恐れ。
- ・基地になっている土地のせいで、新たな開発が制限されている。

②沖縄以外の日本人にとって

- ・日本全体の防衛や、アメリカとの関係を考えると、米軍基地は残しておきたい。
- ・自分の近所に来ることは避けたいので、このまま沖縄に集中していて欲しい。

③アメリカにとって

- ・東アジアへの拠点として、失う訳にはいかない。
- ・ロシアや中国、北朝鮮に近いという意味でも重要。

STEP3 在日米軍基地が沖縄に集中する問題に対して、あなたの考える解決案をまとめよう【個人】

(iii) 日本の防衛政策

- (1) [14 **文民統制**] (15 **シビリアンコントロール**)
- ・自衛隊を統轄するのは**文民** (= **軍人でない人**) であるとする考え方
 - ・自衛隊は **内閣総理大臣** が**最高指揮権**をもち、国会や政府の統制下におく
 - ・内閣には国防に関する審議を行なう国家安全保障会議が設けられている
- (2) [16 **専守防衛**]: 相手から武力攻撃を受けた時に初めて防衛力を行使し、その行使は自衛のための必要最低限にとどめること
- (3) [17 **非核三原則**] (1967 佐藤栄作内閣が表明、1971 国会で決議)
= 「核兵器を もたず・つくり・もちこませず」
- (4) [18 **PKO 協力法**] (1992): 自衛隊が国連平和維持活動 (PKO) に参加する際の海外派遣を認める
- (5) **防衛費の対 GNP 1% 枠**: GNP の 1% 以内の枠で防衛費を使う
- (6) **防衛装備移転三原則** (2014): 一定の条件を満たせば、武器の輸出を包括的に認める

(iv) 憲法9条をめぐる裁判

平和主義を主張する日本が、なぜ自衛隊を持っているのか、なぜ米軍との関りがあるのかといった点が、たびたび議論となってきた。憲法9条をめぐる主な裁判例を紹介するが、ポイントとしてはこれまで**最高裁判所では1度も違憲判決が出ていない**こと。
つまり、国の見解として、自衛隊や日米安保条約が憲法違反と判断されたことはないので注意しよう。

砂川事件 (1959最高裁)		平和主義 (日米安保条約)
内容	1957年、東京都砂川町の米軍飛行場拡張に反対するデモ隊が、立ち入り禁止の柵を破壊し起訴された事件。事件の裁判とともに、米軍が駐留する 日米安保条約 が憲法9条に違反だと主張。	
構図	A 在日米軍は合憲 米軍は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない	B 在日米軍は違憲 米軍は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に駐留するのは違反だ
判決	憲法判断せず 第一審では 米軍駐留は違憲 と判断されたが、最高裁では在日米軍は「戦力ではない」と判断。 安保条約の判断については、 統治行為論 で回避した。	

恵庭事件 (1967札幌地裁)		平和主義 (自衛隊)
内容	1962年、北海道恵庭町にある自衛隊演習場の爆音に悩む牧場経営者が、通信連絡線を切断。自衛隊法に反すると起訴された裁判の中で、被告人側がそもそも 自衛隊法 の存在が9条違反だと主張。	
構図	A 自衛隊は合憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない	B 自衛隊は違憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ
判決	憲法判断せず 牧場経営者は無罪の判決となったものの、本題であった自衛隊が憲法9条に違反しているかどうかについては、審議がする必要があるとして裁判は終了した。	

長沼ナイキ基地訴訟（1982最高裁）		平和主義（自衛隊）
内容	北海道長沼町の国有林が、1968年の自衛隊ミサイル基地建設のために保有林指定が解除された。住民は解除取り消しを求め訴訟を起こすと同時に、自衛隊が憲法9条に違反していると主張した。	
構図	A 自衛隊は合憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない	B 自衛隊は違憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ
判決	憲法判断せず 第一審では、 住民勝訴・自衛隊は違憲 という結果が出たものの、第二審では、住民敗訴・自衛隊の判断は避けるという結果に。第三審では、住民敗訴のまま。憲法判断については触れられなかった。	

百里基地訴訟（1989最高裁）		平和主義（自衛隊）
内容	1958年、茨城県の百里基地建設予定地の所有者・国と、基地建設反対派による、土地売買を巡って訴訟が起きた。基地反対派は裁判の中で、自衛隊基地のための土地売買は9条に反すると主張。	
構図	土地所有者・国 A 自衛隊は合憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の範囲内であり、9条が禁止する戦力には該当しない	基地建設反対派 B 自衛隊は違憲 自衛隊は、政府が解釈する「自衛のための戦力」の限度を超えており、日本に存在するのは違反だ
判決	憲法判断せず 第一審では、憲法9条は自衛のための戦力は違憲ではないとして自衛隊が戦力にあたるかどうかの判断は審査の対象外とした。第二審では憲法判断せず、第三審では触れられなかった。	

自衛隊イラク派遣差し止め訴訟（2008名古屋高裁）		平和主義（自衛隊）
内容	自衛隊のイラク派遣を違憲とし、その差し止めと、平和的生存権の侵害として賠償を求めた集団訴訟。札幌・名古屋・東京などで市民らが裁判を起こした。	
構図	A イラク派遣は合憲 自衛隊のイラク派遣は条件付きで実施されており 憲法9条が認める範囲内での活動である	B イラク派遣は違憲 自衛隊の派遣実態を考えると、憲法9条で定める限度を超えており、憲法違反である
判決	違憲（原告請求は却下） 名古屋高裁において、イラク派遣の差し止めと賠償請求については却下されたものの、航空自衛隊の空輸活動は憲法9条1項に違反すると判断。 （高等裁判所で初の違憲判決）	